

令和 5 年 6 月 28 日

第 23 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和5年6月28日  
午後1時30分～午後3時21分  
場所 出水市役所本庁 大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	14番	田下 勉
3番	福本 悟	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵		
6番	井町 和夫		

#### 農地利用最適化推進委員

		29番	吉田 直
		30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊
		28番	外 雅夫
24番	三原 仁	32番	花田 初男

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

1番 大城 勝司 17番 外園 優 18番 澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	21番	田中 智彰	23番	澤田 みね子
25番	岩元 慎太郎	26番	内木場 義友	31番	坂元 敦信

## その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について

議長

皆様、こんにちは。

ただいまから第23回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。

欠席届が17番〇〇委員、18番〇〇委員から提出されております。なお、11番〇〇〇〇委員は、家族の方が急病ということで、いったん帰宅されました。

推進委員につきましては、20番〇〇委員、21番〇〇委員、23番〇〇〇〇委員、25番〇〇委員、26番〇〇〇委員、31番〇〇委員から欠席届が提出されています。

議事録署名委員を指名いたします。6番〇〇委員、8番〇〇委員を指名いたします。

日程4

会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり。）

会期は本日1日限りといたします。

日程5

諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

10番 10番○○です。

6月23日、○○委員、○○○○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を御報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第6-1項から、第6-6項までを報告いたします。

所有権移転、第6-1項、地籍図は8ページ左を御覧ください。

申請地は出水高校から西へ約1.1kmのところにあります。許可後は、苗木を耕作されるということです。申請人との関係は知人です。この地図を見てもらえば分かるんですけども、隣地の北側はですね1段高くブロックで宅地造成してあり、まだ家の建築がされていない区画、分譲地で、南側も宅地で挟まれておりまして、○○○○番○は、宅地造成の残地ではないかと想像されます。○○○○番○は道路につなが通路として、4mほどの幅になるとのことです。

第6-2項です。地籍図は8ページ右側を御覧ください。

申請地は高尾野工業団地から南へ約400mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。これを見てもらうと分かりますように三角形の田で耕作してあり、何も問題ないと思われました。

第6-3項、地籍図は9ページ左側を御覧ください。

申請地は山ん神から西へ約300mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。すぐにでも作付けできる状態で、田としての機能もあり、何も問題ないと思われました。

第6-4項、地籍図は9ページ右側を御覧ください。

申請地は高尾野支所から南へ約700mのところにあります。許可後はカンショを耕作されるということです。申請人との関係は知人です。縦に3筆ある耕作地でありますけども、その隣は宅地ですが、公衆用道路につながっている○○○○番○という宅地がありますけども、これ今空き家になってはいますけども、これを買ってですね、この3筆の畑を耕作されるとのことでした。熱心な方だなと思いました。

第6-5項です。地籍図は、10ページ左側を御覧ください。

申請地は高尾野支所から南へ約700mのところにあります。許可後は野菜を耕作されるということです。申請人との関係は、叔父です。

第6-6項です。地籍図は10ページ右側を御覧ください。

申請地は野田小学校から、南東に約100mのところにあります。許可後は、野菜を耕作されるということです。申請人との関係は親子です。公衆用道路から2mほど高台になっていて、それまで何か野菜を育てていたなという痕跡と、雑草が生えていて狭い土地であります、耕作したら畑になると思われました。

以上、所有権移転、第6-1項から第6-6項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長 続きまして〇〇委員、お願いします。

12番 12番〇〇です。調査日は先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条2項の規定による許可申請について、所有権移転、第6-7項から第6-13項までを報告いたします。

第6-7項、これは、4月の定例総会で不許可となった案件です。地籍図は11ページ左側を御覧ください。

申請地は江内中学校から北へ約1.5kmのところにあります。許可後は牧草を耕作されるとのことです。地籍図では平らに見えますが、段々畑となっており、所々コンクリートが張られ、それを剥がして牧草を植えるとのことです。あちこちにまだ少し堆肥が残っていましたが、それほど量はありませんでした。ただ、それを剥がして牧草を植えるのは大変だろうなと思いました。申請人との関係は他人です。

第6-8項、地籍図は11ページ右側から14ページを御覧ください。

申請地は、鶴荘学園から約350mから600mのところにあります。許可後は水稻、カンショ、ジャガイモを耕作されるとのことです。どの農地もきちんと管理されており、特に問題はないと思います。申請人との関係は他人です。

第6-9項、地籍図は15ページの左側を御覧ください。

申請地は、名護港から西へ約500mのところにあります。許可後は、野菜、茶を耕作されるとのことです。申請人との関係は友人です。

第6-10項、地籍図は15ページの右側を御覧ください。

申請地は、米ノ津小学校から南へ約150mのところにあります。すでに田植えをおえ、畦もきちんと管理されておりました。許可後は、水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は親戚です。

第6-11項、地籍図は16ページの左側を御覧ください。

申請地は、上場小学校から西へ約100mのところにあります。許可後は、水稻を耕作されるとのことです。申請地は2年ほど管理されていなかったとのことで、雑草が生えていましたが、それまでは、水稻を耕作されていたとのことです。場所も良く、コスモス畑のすぐ下で、道路に面しておりました。申請人との関係は他人です。

第6-12項、地籍図は、16ページの右側を御覧ください。

申請地は、大川内中学校から北東へ約300mのところにあります。許可後は、カンショ、ジャガイモ、白菜を耕作されるとのことです。申請地のすぐそばに空き家があり、現在長島に住んでいる申請人が、この空き家に住んで農業を始めるとのことです。まだ雑草が生えていましたが、すぐに耕作できるのではないかと思います。申請人との関係は他人です。

第6-13項については、親子間の贈与により現地調査を行わず、事務局の報告説明により協議しました。

以上所有権移転、第6-7項から第6-13項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局並びに調査員の報告を受けました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 それでは議案第2号につきましてですけれども、除斥事項が発生をいたしておりますので、8番〇〇委員、それから11番〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(8番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員退室)

議長 それでは事務局、お願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 10番〇〇委員、お願いします。

10番 10番〇〇です。6月23日〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では2件につきまして適当と判断報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは適当と判断いたします。それでは入室をお願いします。

(8番〇〇委員、11番〇〇〇〇委員入室)

議長 それでは事務局、お願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 それでは12番〇〇委員、お願いいたします。

12番 12番〇〇です。〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 御意見御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画、議案第3号中間管理権の取得、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

第1項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号 用途区分変更第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員報告をお願いいたします。

14番 14番〇〇です。6月26日、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についてです。

64ページに地図があるわけですが、〇〇〇番の宅地、〇〇〇番の宅地ではありますが、これが今現在、豚を飼っているところで、施設が古くなったので、その隣の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、ここに新しいものを建てると、造成については1m程度盛土を行い、隣接地境界にはL型擁壁を設置されるそうです。し尿・汚水については、隣接する既存処理施設に流して、雨水については水路に流すということです。〇〇〇番に、空き家があって、それと〇〇〇番とか〇〇〇番ここはもうはっきり言ってすごく荒れていて、周りにも影響はないと思われま

す。調査の結果、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当することから、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、やむを得ないと判断をしました。

以上です。

議長 続きまして、第2項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (用途区分変更第2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番〇〇です。用途区分変更、第2項です。

調査日時等は省略をします。

申請地は、さっき豚舎をつくるというところの道路を隔てた東側になります。

それで今さっき事務局のほうからも説明がありましたように、竹パウダー、竹を発酵させて豚に食べさせるというようなことであります。造成については、1m程度盛土を行い、隣接地境界にはL型擁壁を設置されるそうです。雨水については水路に流すということです。

調査の結果、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当することから、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、やむを得ないと判断をしました。

以上です。

議長 続いて除外第1項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番〇〇です。

調査日につきましては6月26日午後から〇〇〇委員、〇推進委員と事務局職員で調査し



た結果を報告いたします。

地籍図につきましては65ページの左側を御覧ください。

調査したとき、ここには大きな雑木が生い茂っていて、片づけるのに大変だろうなと思ったところでした。申請地は上大野原自治公民館から北西へ90mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は接する建物を借りている「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」への貸選果場及び貸駐車場を建設する面積として、623㎡であり、妥当だと思われます。造成については現状のまま利用し、土砂が流出ないようにブロックを積む予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議長 続きまして、除外第2項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇〇です。6月26日、〇〇〇〇委員と〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。63ページの除外第2項、地籍図は65ページ右側です。

申請地は大野原町、リハシップあいから北へ60mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は建築条件付き宅地3棟分の敷地面積として1,389㎡であり、妥当であると思われ。申請地は広い道路から奥に向かって下がっているため、造成については、30cmから150cm程度盛土をし、土砂が流出ないようにL型擁壁を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝を利用されるとのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 用途区分変更並びに除外につきまして事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きます、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請第6-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

15番 15番〇〇です。6月26日午前中、〇〇委員と〇〇推進委員、事務局の職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は67ページの左側になります。

申請地は、高尾野町大久保、高尾野農村環境改善センターから東へ200mほどに位置し、現在不耕作の畑です。広い屋敷の中の屋敷畑という感じにして、申請面積は貸家1棟分の敷地面積として438㎡であり、妥当であると思われます。屋敷畑ですので造成については、そのままの高さで利用されるそうです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すということで、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題がないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

議長 続きます、第6-2項、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第6-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

7番 7番〇〇です。調査日等につきましては、先ほど報告しましたので省略いたします。

申請地は上大川内、巖島神社から北へ30mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。上場になるところの3文字のところになるようです。申請面積は貸駐車場としての敷地面積として、786㎡であり妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、砂利を敷くそうです。雨水については自然流下だそうで、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題がないと思われますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 続きます、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請第6-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番○○です。調査日時等は省略いたします。

第6-1項については、63ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、用途区分変更第2項で説明しましたので省略いたします。

審議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、第6-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番○○です。

第6-2項については、63ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、用途区分変更第1項で説明をしましたので省略いたします。

許可相当と判断しました。

議長 続いて、第6-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-3項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番○○○です。調査日等については省略いたします。

第6-3項については、63ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第2項で説明しましたので、省略いたします。

許可相当と判断しました。

議長 続きます、第6-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第6-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

○○○○委員、調査の報告をお願いします

7番 はい、7番○○です。

地籍図のほうは72ページの右側になります。

申請地は、上知識町、コープ鹿児島出水店から南へ120mほどに位置し、現在は不耕作の畑になっております。八幡神社から出水高校へ行く通りになります。申請面積は、隣接する貸家の通路、駐車場として、敷地面積786㎡であり、妥当だと思われま

す。造成については、道路の高さまで80cmから90cm程度盛土をし、土砂が流出しないように隣接地境には、新たに擁壁を積む予定です。生活雑排水は下水道、雨水については隣接する水路へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きます、第6-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-5項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

5 番

5 番〇〇〇です。

資料は69ページ、第6－5項、地籍図は73ページ左側です。

申請地は、武本、下中自治公民館から北へ120mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として397㎡であり、妥当であると思われます。

造成については、30cmから50cm程度盛土をし、土砂が流出しないように、隣接地境界にはブロックを積む予定です。

生活雑排水は下水道、雨水については、1.5m×1.5m、高さ90cmほどの溜枳を設置し、地下浸透させるとのことです。

周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長

続きまして第6－6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(第6－6項について総会資料により説明)

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いします。

15 番

15 番〇〇です。

申請地は、高尾野町柴引、柴引自治公民館から南へ380mほどに位置し、現在不耕作の畑です。

地籍図は73ページの右側になるんですけども、この斜線部分の申請地の下に〇〇〇〇番〇という宅地、ここに入るための121㎡という自宅への進入道路をつくりたいと。畑と言っても林になっているような感じで、そこから70cm程度切土をして、進入道路をつくるということで、隣接の境界には土留め工事を行って、被害防除に努めるそうです。雨水については自然流下、地下浸透とのこと。

周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長

続きまして、第6－7項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

(第6－7項について総会資料により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いします。

7 番

7 番〇〇です。

第6－7号については63ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので省略します。

許可相当と判断しました。

以上です。

議長

事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

はい、〇〇委員。

16 番

16 番〇〇です。参考までに聞きたいんですけど、第6－7項のところで貸選果場と書い

であるんですけど、これはどういう選果機で選果される品目というか、野菜なのか、その辺教えてください。

事務局 先ほど言いましたとおり、隣に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」というところで作業員を雇っていらっしゃるが、その方たちに、果物というよりも野菜を作らせていて、集荷及び選果をして出すということで、今回ここに面積的にもそんな大きなものじゃないと思いますので、そういった施設をつくりたいということです。果樹ではなくて、野菜ということでございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号、非農地判断についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号、非農地判断について、第6-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

7番 7番〇〇です。地籍図のほうは78ページの左側を御覧ください。

申請地は、高尾野町下水流ということで、下水流小学校の南東にある牛舎の団地の一角になって、一番南の外れになるようです。現在は不耕作の畑になっているようです。申請地は以前鶏舎が建っており、現在は取り壊されて、コンクリートが張ってあります。周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第6-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番〇〇です。

この案件についてはですね、もう非常に距離的にも遠くて、荒廃しており、航空写真で判断をさせてもらいました。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第6-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

15番 15番〇〇です。

申請地は、高尾野町唐笠木、旧交和電器産業株式会社の東側に位置し、不耕作の田です。地籍図は79ページの左側になります。

この地図で言う〇〇〇〇番〇というのが旧交和電器産業になります。

申請地の中央に水が湧いて、さらに、周辺からも水が流れ込んでいるような状況で、申請地への通路もなく、周辺の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第6-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-4項について総会資料により説明)

議長 〇〇〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

7番 7番〇〇です。

申請地は、武本、九州電力株式会社出水変電所から南へ200mに位置し、不耕作の畑となっておりますけれども、宮之城に行くところに、アーバンスイミングクラブがあるんですが、それから山奥へ行ったところになるようです。申請地は山林化しており、周囲への状況から見て申請どおりの年月は、経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして第6－5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6－5項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番○○○です。

申請地は、武本、下中自治公民館から北へ120mほどに位置しています。申請地は主に竹が生えて、山林化していました。農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きまして、第6－6項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6－6項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番○○です。

申請地は、荘、瀧自治公民館から北西へ300mに位置した不耕作の畑です。

現場は山林化しており、本当で畑だったのかなあというようなことを感じているわけですが、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

以上です。

議長 続きまして第6－7項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6－7項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番○○○です。

申請地は、上鯖淵、出水駅から東へ300mほどに位置しています。

地籍図は81ページの左右の地図です。所有者によると、昭和57年に相続してから全く手を入れていないそうです。申請地は山林化しており、周囲の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第6－8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6－8項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番○○です。

申請地は、高尾野町唐笠木、高尾野南方神社から南へ250mに位置し、不耕作の畑です。

申請地は、先月農地法第5条転用申請時に住宅が越境して建築されており、現在は宅地の一部になっております。周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第6－9項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6－9項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いいたします。

15番 15番〇〇です。

申請地は、国道3号線荘交差点から南へ120mに位置し、不耕作の畑です。

申請地は既に駐車場等に利用されていて、一部にはプレハブも設置してありました。

周辺の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

はい、〇〇委員。

10番 10番〇〇です。第6-1項、この図面見たときに、申請地は元は鶏舎だったんですか。基盤整備もしてあるようですけども。

議長 事務局お願いします。

事務局 はい、鶏舎の跡です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。



議長 その他について、事務局から何かございませんか。

(その他)

○令和5年度農地パトロール実施要綱案について(事務局説明 省略)

○令和4年度農業委員会農地利用最適化推進状況の公表について(事務局説明 省略)

○実勢賃借料の状況(令和4年1月～12月)について(事務局説明 省略)

議長 その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第23回出水市農業委員会定例総会の日程、全て終了いたします。どうもお疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印